

## 1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
A2	1111 訪問型独自サービス1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2	2111 訪問型独自サービス1日割		1176 単位 日割の場合	39	1日につき		
A2	1211 訪問型独自サービス1.2		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき		
A2	2211 訪問型独自サービス1.2日割	2349 単位	日割の場合	77	1日につき		
A2	1321 訪問型独自サービス1.3		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき		
A2	2321 訪問型独自サービス1.3日割	3727 単位	日割の場合	123	1日につき		
A2	2411 訪問型独自サービス2.1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき		
A2	2511 訪問型独自サービス2.2		(2)生活援助が中心である場合	179	179		
A2	2621 訪問型独自サービス2.3		(一)所要時間20分以上45分未満の場合 (二)所要時間45分以上の場合	220	220		
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163	163		
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1.1日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1.2			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1.2日割	23 単位減算	日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1.3		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1.3日割	37 単位減算	日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2.1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき	
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2.2		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2	
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2.3		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2		
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2		
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算			
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算( )	100 単位加算	100		
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上連携加算( )	200 単位加算	200		
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度	
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算( )	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき	
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算		(2)介護職員等処遇改善加算( )	所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算		(3)介護職員等処遇改善加算( )	所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算		(4)介護職員等処遇改善加算( )	所定単位数の 145/1000 加算			
A2	6381 訪問型独自サービス処遇改善加算 1		(5)介護職員等処遇改善加算( )	(一)介護職員等処遇改善加算( )1(1)	所定単位数の 221/1000 加算		
A2	6382 訪問型独自サービス処遇改善加算 2		(二)介護職員等処遇改善加算( )1(2)	所定単位数の 208/1000 加算			
A2	6383 訪問型独自サービス処遇改善加算 3		(三)介護職員等処遇改善加算( )1(3)	所定単位数の 200/1000 加算			
A2	6384 訪問型独自サービス処遇改善加算 4		(四)介護職員等処遇改善加算( )1(4)	所定単位数の 187/1000 加算			
A2	6385 訪問型独自サービス処遇改善加算 5		(五)介護職員等処遇改善加算( )1(5)	所定単位数の 184/1000 加算			
A2	6386 訪問型独自サービス処遇改善加算 6		(六)介護職員等処遇改善加算( )1(6)	所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6387 訪問型独自サービス処遇改善加算 7		(七)介護職員等処遇改善加算( )1(7)	所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6388 訪問型独自サービス処遇改善加算 8		(八)介護職員等処遇改善加算( )1(8)	所定単位数の 158/1000 加算			
A2	6389 訪問型独自サービス処遇改善加算 9		(九)介護職員等処遇改善加算( )1(9)	所定単位数の 142/1000 加算			
A2	6390 訪問型独自サービス処遇改善加算 10		(十)介護職員等処遇改善加算( )1(10)	所定単位数の 139/1000 加算			
A2	6391 訪問型独自サービス処遇改善加算 11	(十一)介護職員等処遇改善加算( )1(11)	所定単位数の 121/1000 加算				
A2	6392 訪問型独自サービス処遇改善加算 12	(十二)介護職員等処遇改善加算( )1(12)	所定単位数の 118/1000 加算				
A2	6393 訪問型独自サービス処遇改善加算 13	(十三)介護職員等処遇改善加算( )1(13)	所定単位数の 100/1000 加算				
A2	6394 訪問型独自サービス処遇改善加算 14	(十四)介護職員等処遇改善加算( )1(14)	所定単位数の 76/1000 加算				

合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

## 市町村が2パターン目の単位数を設定する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位				
A2	1121 訪問型独自サービス / 211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176 単位	1,176	1月につき			
A2	2121 訪問型独自サービス / 211日割			日割の場合	39 単位	39	1日につき		
A2	1221 訪問型独自サービス / 212		(2)1週に2回程度の場合	2349 単位	日割の場合	77 単位	77	1日につき	
A2	2221 訪問型独自サービス / 212日割				3,349 単位	3,349	1月につき		
A2	1331 訪問型独自サービス / 213		(3)1週に2回を超える程度の場合	3727 単位	日割の場合	123 単位	123	1日につき	
A2	2331 訪問型独自サービス / 213日割				3,727 単位	3,727	1月につき		
A2	2421 訪問型独自サービス / 221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位	287	1回につき			
A2	2521 訪問型独自サービス / 222			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179		
A2	2631 訪問型独自サービス / 223				(二)所要時間45分以上の場合	220 単位	220		
A2	1421 訪問型独自短時間サービス / 2			(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 単位	163			
A2	C221 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき		
A2	C230 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 211日割				日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C222 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 212			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C223 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 212日割					23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C224 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 213			(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C225 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 213日割					37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C226 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき		
A2	C227 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 222				(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2	
A2	C228 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 223					(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2	
A2	C229 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間 / 2				(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2		
A2	4011 訪問型独自サービス初回加算 / 2		ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき		
A2	4013 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 / 2		ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算( )	100 単位加算	100			
A2	4012 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 / 2	(2)生活機能向上連携加算( )			200 単位加算	200			
A2	6112 訪問型独自口腔連携強化加算 / 2	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度			

合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

## 市町村が3パターン目の単位数を設定する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位			
A2	1131 訪問型独自サービス / 311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176 単位	1,176	1月につき		
A2	2131 訪問型独自サービス / 311日割			日割の場合	39 単位	39	1日につき	
A2	1231 訪問型独自サービス / 312			(2)1週に2回程度の場合	2349 単位	2,349	1月につき	
A2	2231 訪問型独自サービス / 312日割		日割の場合		77 単位	77	1日につき	
A2	1341 訪問型独自サービス / 313		(3)1週に2回を超える程度の場合		3727 単位	3,727	1月につき	
A2	2341 訪問型独自サービス / 313日割			日割の場合	123 単位	123	1日につき	
A2	2431 訪問型独自サービス / 321			ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位	287	1回につき
A2	2531 訪問型独自サービス / 322		(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179	
A2	2641 訪問型独自サービス / 323				(二)所要時間45分以上の場合	220 単位	220	
A2	1431 訪問型独自短時間サービス / 3	(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 単位		163			
A2	C231 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 311	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	
A2	C240 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 311日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C232 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 312			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C233 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 312日割		日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C234 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 313		(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C235 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 313日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C236 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 321			ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき
A2	C237 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 322		(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2	
A2	C238 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 323				(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2	
A2	C239 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間 / 3		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2		
A2	4021 訪問型独自サービス初回加算 / 3		ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
A2	4023 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 / 3		ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算( )	100 単位加算	100		
A2	4022 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 / 3				(2)生活機能向上連携加算( )	200 単位加算		200
A2	6122 訪問型独自口腔連携強化加算 / 3	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度		

合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

## 市町村が4パターン目の単位数を設定する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位			
A2	1141 訪問型独自サービス / 411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176 単位	1,176	1月につき		
A2	2141 訪問型独自サービス / 411日割			日割の場合	39 単位	39	1日につき	
A2	1241 訪問型独自サービス / 412			(2)1週に2回程度の場合	2349 単位	2,349	1月につき	
A2	2241 訪問型独自サービス / 412日割		日割の場合		77 単位	77	1日につき	
A2	1351 訪問型独自サービス / 413		(3)1週に2回を超える程度の場合		3727 単位	3,727	1月につき	
A2	2351 訪問型独自サービス / 413日割			日割の場合	123 単位	123	1日につき	
A2	2441 訪問型独自サービス / 421			ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位	287	1回につき
A2	2541 訪問型独自サービス / 422		(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179	
A2	2651 訪問型独自サービス / 423				(二)所要時間45分以上の場合	220 単位	220	
A2	1441 訪問型独自短時間サービス / 4	(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 単位		163			
A2	C241 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 411	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	
A2	C250 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 411日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C242 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 412			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C243 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 412日割		日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C244 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 413		(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C245 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 413日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C246 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 421			ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき
A2	C247 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 422		(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2	
A2	C248 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 423				(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2	
A2	C249 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間 / 4		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2		
A2	4031 訪問型独自サービス初回加算 / 4	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき		
A2	4033 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 / 4	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算( )	100 単位加算	100			
A2	4032 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 / 4			(2)生活機能向上連携加算( )	200 単位加算	200		
A2	6132 訪問型独自口腔連携強化加算 / 4	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度		

合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

## 市町村が5パターン目の単位数を設定する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位			
A2	1151 訪問型独自サービス / 511	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176 単位	1,176	1月につき		
A2	2151 訪問型独自サービス / 511日割			日割の場合	39 単位	39	1日につき	
A2	1251 訪問型独自サービス / 512		(2)1週に2回程度の場合	2349 単位	2,349	1月につき		
A2	2251 訪問型独自サービス / 512日割			日割の場合	77 単位	77	1日につき	
A2	1361 訪問型独自サービス / 513		(3)1週に2回を超える程度の場合	3727 単位	3,727	1月につき		
A2	2361 訪問型独自サービス / 513日割			日割の場合	123 単位	123	1日につき	
A2	2451 訪問型独自サービス / 521	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位	287	1回につき		
A2	2551 訪問型独自サービス / 522			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179	
A2	2661 訪問型独自サービス / 523				(二)所要時間45分以上の場合	220 単位	220	
A2	1451 訪問型独自短時間サービス / 5			(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 単位	163		
A2	C251 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 511	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C260 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 511日割				日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C252 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 512			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C253 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 512日割				日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C254 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 513			(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C255 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 513日割				日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C256 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 521		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき	
A2	C257 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 522				(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2
A2	C258 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 / 523					(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2
A2	C259 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間 / 5				(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2	
A2	4041 訪問型独自サービス初回加算 / 5	八 初回加算		200 単位加算	200	1月につき		
A2	4043 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 / 5	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算( )	100 単位加算	100			
A2	4042 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 / 5			(2)生活機能向上連携加算( )	200 単位加算	200		
A2	6142 訪問型独自口腔連携強化加算 / 5	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度		

合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

## 2 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A3	1001	}	事業対象者・要支援1・要支援2		
A3	9999				

## 3 訪問型サービス(独自/定額)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A4	1001	}	事業対象者・要支援1・要支援2		
A4	9999				

網掛け部分については、市町村が規定する。サービスコードの下4桁は1001～9999にすること。